



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*36 和歌山県環境審議会規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 1

○ 告示

- 1223 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 1
- 1224 救急病院の認定 (医務課) 3
- 1225 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要 (商工振興課) 4
- 1226 川辺町周辺土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課) 4
- 1227 平岩土地改良区の解散 (") 4
- 1228 肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課) 4
- 1229 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 5
- 1230 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不分明 (") 5
- 1231 道路の供用開始 (道路保全課) 6
- 1232 道路の区域変更 (") 6
- 1233 道路の供用廃止 (") 6
- 1234 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 7
- 1235 " (") 8
- 1236 " (") 8

○ 公告

二級河川日置川水系河川整備計画の策定 (河川課) 10

○ 正誤

平成29年9月1日付け和歌山県報第2892号監査公表第15号中 11

規 則

和歌山県規則第36号

和歌山県環境審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県環境審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県環境審議会規則(平成15年和歌山県規則第87号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 生物の多様性に関すること(前2号に係るものを除く。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1223号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1
氏名又は名称 和歌山県農業協同組合連合会
代表理事理事長 梶本毅樹
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月980
名称 和歌山県農業協同組合連合会桃山食品工場
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成29年9月26日から同年10月17日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市市民部環境衛生課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時 間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区 分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群 数 (個/cm ³)
第10号口 SRR1964D・ SDOS型	1	700ml ボトル 600 本/分	平成 30.4.1	24時間 /日	通常	138	6-8	40	30	10	<0.2	<0.05	<2.0	検出せず
					最大	166	6-8	40	30	10	<0.2	<0.05	<2.0	検出せず
第10号口 定置洗浄装 置 (CIP)	1	洗浄液 加熱 30t/h	平成 30.4.1	24時間 /日	通常	209	6-8	40	30	10	<0.2	<0.05	<2.0	検出せず
					最大	626	6-8	40	30	10	<0.2	<0.05	<2.0	検出せず
第10号口 定置洗浄装 置 (CIP)	1	洗浄液 加熱 10t/h	平成 29.11.1	24時間 /日	通常	253	6-8	40	30	10	<0.2	<0.05	<2.0	検出せず
					最大	760	6-8	40	30	10	<0.2	<0.05	<2.0	検出せず
第10号口 定置洗浄装 置 (CIP)	1	洗浄液 加熱 10t/h	平成 29.11.1	24時間 /日	通常	200	6-8	40	30	10	<0.2	<0.05	<2.0	検出せず
					最大	600	6-8	40	30	10	<0.2	<0.05	<2.0	検出せず

第10号口 定置洗浄装置 (CIP)	1	洗浄液 加熱 20t/h	平成 29. 11. 1	24時間 /日	通常	207	6-8	40	30	10	<0.2	<0.05	<2.0	検出せず
					最大	620	6-8	40	30	10	<0.2	<0.05	<2.0	検出せず
第10号口 定置洗浄装置 (CIP)	1	洗浄液 加熱 30t/h	平成 29. 11. 1	24時間 /日	通常	209	6-8	40	30	10	<0.2	<0.05	<2.0	検出せず
					最大	626	6-8	40	30	10	<0.2	<0.05	<2.0	検出せず

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水 等の 処理 方式	使用開始 予定年月 日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態											
						区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)		
排水 処理 施設	コン クリ ート 製	W27.9 × L65.7 × H5.2	4,300	生物 団体 汚泥 法、 凝集 沈殿 処理	既設	通常	処理 前	3,320	4.0- 5.0	2,000	1,500	500	9.2	6.9	<2.0	無数	
							処理 後	3,261.6	6.0- 8.0	10	20	7	9.2	4.802	<2.0	500	
							最大	処理 前	4,072.5	4.0- 5.0	2,000	1,500	500	14.0	7.0	<2.0	無数
								処理 後	4,000	6.0- 8.5	15	30	10	14.0	4.872	<2.0	900

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区 分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)
排水口 (工場排水)	通常	3,261.6	6.0-8.0	10	20	7	9.2	4.802	<2.0	500
	最大	4,000	6.0-8.5	15	30	10	14.0	4.872	<2.0	900
排水口 (生活排水)	通常	12	6.0-8.0	20	30	50	9.2	6.9	5	1,000
	最大	27	6.0-8.5	20	30	70	14.0	7.0	5	3,000
雨水排水口 (2か所)	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第1224号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人恵友会恵友病院
- 2 所在地 海南市船尾264-2
- 3 有効期限 平成32年9月23日

和歌山県告示第1225号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
赤や御坊インター店
和歌山県御坊市野口569-1他
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成29年和歌山県告示第620号
- 3 意見の概要
 - (1) 廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条に基づき、事業者において適正に処理してください。
 - (2) 事業所の紙ごみ等について市の収集を依頼する場合は、排出場所や量などについて、事前に協議してください。
 - (3) 消防用設備等及びその他の規制事項については、消防法令、火災予防条例等の規定を遵守してください。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成29年9月26日から同年10月26日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成29年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成29年9月5日退任）

職名	氏名	住所
理事	市木久雄	日高郡日高川町大字下田原259番地1

和歌山県告示第1227号

平岩土地改良区は、平成29年9月26日解散したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第3項の規定により公告する。

平成29年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1228号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成29年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第783号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料K	窒素全量4.0 りん酸全量1.0	公定規格のとおり	和歌山ノーキョー食品工業株式会社 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1	平成32.9.30
和歌山県第784号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料M	窒素全量4.0 りん酸全量1.0	公定規格のとおり	和歌山ノーキョー食品工業株式会社 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1	平成32.9.30

和歌山県告示第1229号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1230号

平成29年和歌山県告示第1147号（以下「告示第1147号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
 - 保田竹之助
 - 宮田暉郎
 - 宮田正樹
 - 宮田由紀夫
 - 宮田克良
 - 坂本愛之助
 - 杉谷良之助

中野辰之助

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1147号のとおり

和歌山県告示第1231号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡みなべ町清川字漆平374番2地先から同町清川字下垣内450番31地先まで

供用開始の期日 平成29年10月2日 午後2時30分

和歌山県告示第1232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡みなべ町清川字下垣内435番2地先から同町清川字漆平332番2地先まで	旧	5.85 ） 8.80	59.55	

和歌山県告示第1233号

次のように道路の供用を廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用廃止の区間 日高郡みなべ町清川字下垣内435番2地先から同町清川字漆平332番2地先まで

供用廃止の期日 平成29年10月3日

和歌山県告示第1234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年9月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

貴志川右支溪（1-302-1-027）、貴志川右支溪（1-302-1-028）、貴志川左支溪（1-302-1-058）、貴志川左支溪（1-302-1-059）、貴志川左支溪（1-302-1-060）、貴志川左支溪（1-302-1-061）、貴志川左支溪（1-302-1-062）、貴志川左支溪（1-302-2-065）、湯の戸谷（1-302-1-029）、登尾谷（1-302-1-030）、貴志川右支溪（1-302-1-031）、貴志川右支溪（1-302-1-032）、長尾谷（1-302-1-033）、薬師尾谷（1-302-1-034）、貴志川左支溪（1-302-1-057）、貴志川右支溪（1-302-2-026）、貴志川右支溪（1-302-2-027）、貴志川右支溪（1-302-2-028）、貴志川左支溪（1-302-2-064）、下湯戸（Ⅰ-504）、下佐々（4）（Ⅰ-3556）、下佐々（5）（Ⅰ-3652）、下佐々（201）（Ⅱ-2391）、下佐々（202）（Ⅱ-2409）、下佐々（203）（Ⅱ-2464）、下佐々（206）（Ⅱ-2517）、下佐々（302）（Ⅲ-1349）、下佐々（313）（Ⅲ-1367）、下佐々（314）（Ⅲ-1368）、下佐々（315）（Ⅲ-1369）、下佐々（207）（Ⅱ-90198）、下佐々（101）（Ⅰ-90048）、下佐々（102）（Ⅰ-90049）、下佐々（208）（Ⅱ-90199）、下佐々（104）（Ⅰ-90051）、下佐々（105）（Ⅰ-90052）、下佐々（209）（Ⅱ-90200）、下佐々（106）（Ⅰ-90053）、下佐々（212）（Ⅱ-90203）、下佐々（213）（Ⅱ-90204）、下佐々（214）（Ⅱ-90205）、下佐々（215）（Ⅱ-90206）、下佐々（216）（Ⅱ-90207）、下佐々（217）（Ⅱ-90208）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

貴志川左支溪（1-302-2-066）、下佐々（103）（Ⅰ-90050）、下佐々（210）（Ⅱ-90201）、下佐々（211）（Ⅱ-90202）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年9月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

串子谷下川（4-362-2-005）、塚の原谷川（4-362-2-006）、東谷川（4-362-2-007）、谷口谷川（4-362-2-008）、生野谷川（4-362-2-009）、小山谷川（4-362-2-010）、滝原北谷川（4-362-2-011）、小原谷川（4-362-2-012）、北岩淵谷川（4-362-2-013-1）、北岩淵谷川（4-362-2-013-2）、井室谷川（4-362-2-014）、カラトロ谷川（4-362-2-015）、岩淵南谷川（4-362-2-016）、平瀬谷川（4-362-2-017）、滝原南谷川（4-362-2-018）、さるこ谷川（4-362-2-054-1）、さるこ谷川（4-362-2-054-2）、下津木窪（1）（Ⅰ-749）、滝原地区北部（Ⅰ-752）、下津木坂口（1）（Ⅱ-3169）、下津木坂口（3）（Ⅱ-3172）、下津木平瀬（1）（Ⅱ-3173）、下津木平瀬（2）（Ⅱ-3174）、下津木阪垣内（1）（Ⅱ-3175）、下津木阪垣内（2）（Ⅱ-3176）、下津木阪垣内（3）（Ⅱ-3177）、下津木阪垣内（4）（Ⅱ-3178）、下津木窪（2）（Ⅱ-3179）、下津木中村（1）（Ⅱ-3180）、下津木窪（3）（Ⅱ-3181）、下津木窪（4）（Ⅱ-3182）、下津木中村（2）（Ⅱ-3183）、下津木中村（3）（Ⅱ-3184）、下津木垣立（2）（Ⅱ-3186）、下津木岩淵（1）（Ⅱ-40250）、下津木岩淵（2）（Ⅱ-40251）、下津木岩淵（3）（Ⅱ-40252）、下津木坂口（4）（Ⅲ-1614）、下津木阪垣内（5）（Ⅲ-1615）、下津木窪（6）（Ⅲ-1616）、下津木窪（5）（Ⅲ-1617）、下津木中村（4）（Ⅲ-1618）、滝原（Ⅰ-751）、寺杣（Ⅰ-753）、下津木塚野原（1）（Ⅰ-2158）、下津木寺杣谷（1）（Ⅰ-3739）、下津木唐樽（2）（Ⅱ-3092）、下津木清水崎（1）（Ⅱ-3104）、下津木清水崎（2）（Ⅱ-3105）、下津木寺杣谷（2）（Ⅱ-3106）、下津木寺杣谷（3）（Ⅱ-3107）、下津木公門原（1）（Ⅱ-3161）、下津木公門原（3）（Ⅱ-3163）、下津木公門原（4）（Ⅱ-3164）、下津木公門原（5）（Ⅱ-3165）、下津木公門原（6）（Ⅱ-3166）、下津木公門原（7）（Ⅱ-3167）、下津木宮前（1）（Ⅱ-3168）、下津木坂口（2）（Ⅱ-3170）、下津木宮前（2）（Ⅱ-3171）、下津木猿川（101）（Ⅱ-40339）、下津木猿川（102）（Ⅱ-40340）、下津木猿川（103）（Ⅱ-40341）、下津木猿川（104）（Ⅱ-40342）、下津木清水崎（101）（Ⅱ-40343）、下津木公門原（101）（Ⅱ-40344）、下津木公門原（102）（Ⅱ-40345）、下津木公門原（103）（Ⅱ-40346）、下津木公門原（104）（Ⅱ-40347）、下津木公門原（105）（Ⅱ-40348）、下津木清水崎（3）（Ⅲ-1587）、下津木清水崎（4）（Ⅲ-1588）、下津木塚野原（2）（Ⅲ-1589）、下津木寺杣谷（4）（Ⅲ-1590）、下津木権蔵原（Ⅲ-1610）、下津木公門原（8）（Ⅲ-1611）、下津木公門原（9）（Ⅲ-1612）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒

区域として指定する。

平成29年9月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

栗ヶ谷(6-404-1-028)、観音寺(6-404-1-029)、古高谷(6-404-1-030)、狩ヶ谷川(6-404-1-031)、生馬川左支溪(6-404-1-032-1)、生馬川左支溪(6-404-1-032-2)、山王1(6-404-1-033)、山王2(6-404-1-034)、せんげ谷(6-404-2-072)、生馬川右支溪11(6-404-2-073)、生馬川右支溪12(6-404-2-075)、白滝2(6-404-2-076)、生馬川右支溪13(6-404-2-077)、生馬川右支溪14(6-404-2-078)、生馬川右支溪15(6-404-2-079)、苅ヶ谷(6-404-2-081)、上稗田1(6-404-2-082)、上稗田2(6-404-2-083)、坂木川右支溪(6-404-2-084)、坂木川1(6-404-2-085)、坂木川2(6-404-2-086)、生馬川左支溪8(6-404-2-087)、生馬(6-404-2-089)、富田川左支溪9(6-404-2-090)、山王(6-404-2-091)、坂木川左支溪(6-404-2-092)、新川左支溪2(6-404-2-005)、朝来5(6-404-2-007)、荒堀2(6-404-2-011)、大谷(6-404-2-017)、馬ノ谷(6-404-2-018)、檜ノ木(6-404-3-005)、馬ノ谷2(6-404-3-006)、救馬谷1(6-404-1-008)、生馬2(6-404-2-021)、馬川左支溪3(6-404-2-022)、生馬4(6-404-2-023)、生馬7(6-404-3-009)、鳥淵(I-1489)、出水(I-1490)、稗田1(I-4444)、鳥淵1(I-4446)、生馬鳥淵2(II-6495)、生馬鳥淵5(II-6496)、生馬鳥淵6(II-6499)、生馬鳥淵8(III-3698)、生馬鳥淵10(III-3700)、生馬口(I-1483)、白滝(I-1487)、生馬口1(I-4441)、中根(I-4442)、生馬山王1(II-6472)、生馬山王2(II-6473)、生馬山王3(II-6474)、生馬山王4(II-6475)、生馬中根3(II-6478)、生馬中根6(II-6481)、生馬白滝2(II-6482)、生馬生馬口(III-3678)、生馬山王5(III-3679)、生馬下谷1(III-3680)、生馬中根7(III-3684)、生馬白滝8(III-3687)、生馬白滝9(III-3688)、生馬白滝6(III-3690)、生馬004(I-60418)、生馬005(I-60419)、生馬006(I-60420)、生馬007(I-60421)、生馬014(II-60422)、生馬015(II-60423)、生馬016(II-60424)、生馬017(II-60425)、生馬018(II-60426)、生馬019(II-60427)、生馬中根10(II-60428)、中根1(II-60429)、中根2(II-60430)、生馬下滝1(II-6506)、生馬下滝2(II-6507)、生馬大宮1(II-6508)、生馬大宮8(II-6510)、生馬大宮3(II-6512)、生馬大宮5(II-6514)、生馬大宮6(II-6515)、生馬17(II-6516)、生馬19(II-6518)、生馬21(II-6520)、大宮(II-6621)、生馬大宮13(III-3705)、生馬大宮15(III-3707)、生馬大宮16(III-3708)、生馬篠原1(III-3709)、生馬篠原3(III-3711)、生馬001(I-60409)、生馬002(I-60410)、生馬003(I-60411)、生馬008(II-60412)、生馬009(II-60413)、生馬010(II-60414)、生馬011(II-60415)、生馬012(II-60416)、生馬013(II-60417)、稗田(I-1488)、上稗田(I-1523)、白滝1(I-4443)、生馬板木1(II-6484)、生馬板木3(II-6486)、生馬白滝1(II-6487)、生馬稗田1(II-6488)、生馬稗田2(II-6489)、生馬8(II-6490)、生馬9(II-6491)、生馬鳥淵4(II-6492)、生馬稗田3(II-6493)、生馬鳥淵1(II-6494)、生馬10(II-6501)、生馬11(II-6502)、生馬12(II-6503)、生馬13(II-6504)、生馬14(II-6505)、稗田001(II-60405)、稗田002(II-60406)、稗田003(II-60407)、板木001(II-60408)、生馬白滝7(III-3691)、生馬稗田4(III-3692)、生馬稗田5(III-3693)、上稗田・生馬稗田7(III-3695)、生馬上稗田(III-3696)、大内谷(2)(I-1499)、大内谷1(I-4435)、大内谷(I-4436)、朝来大内谷5(II-6469)、朝来大内谷4(II-6470)、津呂塗屋(2)(II-6622)、朝来津呂塗屋(III-3666)、救馬谷(I-1518)、生馬7(I-4425)、生馬1(II-6429)、生馬4(II-6430)、生馬3(II-6431)、生馬2(II-6432)、生馬5(II-6433)、生馬6(II-6434)、下三栖埴田1(III-3195)、生馬救馬谷1(III-3643)、生馬救馬谷2(III-3644)、生馬救馬谷3(III-3646)、生馬救馬谷4(III-3647)、生馬救馬谷5(III-3648)、

生馬020(Ⅱ-60431)、上村(Ⅰ-1493)、日の丸・杉ノ谷(Ⅰ-1495)、小黒水(Ⅰ-1500)、飛曾川(Ⅰ-1501)、飛曾川(2)(Ⅰ-1502)、檜ノ木(Ⅰ-1504)、馬ノ谷・馬ノ谷(2)(Ⅰ-1505)、梅田(Ⅰ-1506)、梅田(Ⅰ-1507)、峠(Ⅰ-1515)、鳶野(Ⅰ-1519)、馬ノ谷(2)(Ⅰ-4424)、梅田(Ⅰ-4439)、朝来(Ⅰ-4440)、荒堀(Ⅱ-6425)、朝来荒堀(Ⅱ-6426)、朝来檜ノ木(Ⅱ-6427)、鳶野(Ⅱ-6428)、朝来飛曾川2(Ⅲ-3641)、朝来飛曾川1(Ⅲ-3642)、牛谷(Ⅰ-1494)、朝来001(Ⅰ-60509)、朝来002(Ⅱ-60510)、朝来003(Ⅱ-60511)、朝来004(Ⅱ-60512)、朝来005(Ⅰ-60513)、朝来006(Ⅰ-60514)、朝来007(Ⅰ-60515)、朝来008(Ⅱ-60516)、朝来009(Ⅱ-60517)、朝来010(Ⅱ-60518)、朝来011(Ⅰ-60519)、朝来012(Ⅰ-60520)、朝来013(Ⅰ-60521)、朝来014(Ⅰ-60522)、朝来015(Ⅰ-60523)、朝来016(Ⅱ-60524)、朝来017(Ⅰ-60525)、朝来018(Ⅰ-60526)、朝来019(Ⅰ-60527)、朝来020(Ⅱ-60528)、朝来021(Ⅰ-60529)、朝来024(Ⅱ-60532)、朝来025(Ⅱ-60533)、朝来026(Ⅰ-60534)、朝来027(Ⅰ-60535)、朝来028(Ⅰ-60536)、朝来029(Ⅱ-60537)、朝来030(Ⅰ-60538)、朝来031(Ⅱ-60539)、朝来032(Ⅱ-60540)、朝来033(Ⅰ-60541)、朝来034(Ⅱ-60542)、朝来035(Ⅱ-60543)、朝来036(Ⅰ-60544)、朝来037(Ⅰ-60545)、朝来038(Ⅰ-60546)、朝来040(Ⅱ-60548)、朝来041(Ⅱ-60549)、朝来042(Ⅱ-60550)、朝来043(Ⅱ-60551)、朝来044(Ⅰ-60552)、朝来045(Ⅱ-60553)、朝来046(Ⅱ-60554)、朝来047(Ⅱ-60555)、朝来048(Ⅱ-60556)、尾崎(Ⅰ-1496)、津呂塗屋(Ⅰ-1509)、峠(Ⅰ-1497)、朝来峠(Ⅲ-3660)、朝来荒堀2(Ⅲ-3661)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

白滝1(6-404-2-074)、下谷(6-404-2-088)、朝来・峠(6-404-1-001)、新川右支溪4(6-404-2-015)、救馬谷2(6-404-1-009)、馬川右支溪5(6-404-2-019)、朝来039(Ⅱ-60547)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

二級河川日置川水系河川整備計画の策定の公告

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川日置川水系河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部総務調整課及び東牟婁振興局申本建設部総務用地課においてこれを公表する。

平成29年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

正 誤

正 誤

平成29年9月1日付け和歌山県報第2892号監査公表第15号中

ページ	誤	正
20	和歌山県立さくら支援学校	和歌山県立和歌山さくら支援学校